

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和5年9月21日(木)
開会 9時30分
閉会 11時00分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸(再掲)、副教育長 上村和弘
次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、
次長(育成支援・社会教育担当) 山添達也、次長(研修担当) 荻田直樹
教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆
教育政策課 課長 大屋慎一、課長補佐兼班長 津村尚美、係長 木谷勇介
教職員課 課長 福井崇司、課長補佐兼班長 古市直之、班長 若宮一哉、
主査 鈴木良典、主任 加藤俊輔
生徒指導課 課長 萬井洋、班長 山本勇人、子ども安全対策監 元水伸美
人権教育課 課長 船見雪絵
保健体育課 課長 堀越英範、係長 出口祐司、充指導主事 南亙
充指導主事 天白喜啓
社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、課長補佐兼班長 野村太郎、
班長 中井英幸、主任 中井雄一、主事 丸山瑞季

5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願 3	上げ馬神事廃止に関する請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第 20 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について	原案可決

7 報告題件名

報告 1	令和 6 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について
報告 2	三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について
報告 3	「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について
報告 4	「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について
報告 5	「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」中間案について
報告 6	令和 5 年度全国高等学校総合体育大会等の結果について
報告 7	令和 5 年度三重県中学校総合体育大会の結果について
報告 8	第 4 5 回東海中学校総合体育大会の結果について
報告 9	令和 5 年度全国中学校体育大会の結果について
報告 10	指定管理者が行う公の施設の管理状況について

8 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（9 月 4 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

富樫委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告 10 は県議会提出前のため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願及び議案第 20 号を審議し、公開の報告 1 から報告 9 の報告を受けた後、非公開の報告 10 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

請願 3 上げ馬神事廃止に関する請願について（公開）

（天野社会教育・文化財保護課長説明）

請願 3 上げ馬神事廃止に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 21 日提出 三重県教育委員会教育長

2 ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあった方になっております。主たる請願の内容は、冒頭にございますとおり、上げ馬神事と称する三重県多度大社の行事の廃止を請願する。それから、一般市民の精神を乱し、動物虐待を放置したことへの苦情と調査を申し出るというものになっております。

「1 請願の理由」ですが、上げ馬神事の写真、動画、ニュースを見て以来、精神的ショックやトラウマになったと。1 行空けて、この行事がなぜここまで放置されてきたのか、一般市民がここまでショックを受ける動物虐待を、長年声が上がり、指導もしていたのに変えられないのか、激しく憤っていることなどになります。

「2 請願の内容」ですけれども、この祭りの問題として、①無形文化財を受けている伝統部分と坂の話は別物である。それから、3 ページにいきまして、②馬はサラブレッドで、高い壁を飛ぶのは不可能である。③として、馬を脅して壁の爪掛けにかけて引っ張り上げるというのは、人馬一体という言葉の使い方の真逆である。④として、三重県警は、調査、捜査、指導、取り締まりをすべきところを伝統の名で放置しているということなどが挙げられています。

それから、中段辺りですけれども、賭け票の出回りもあり、闇賭博の疑いもあるのでこちらの調査はすべきであるといったことも記載されております。5 ページ以降には参考の写真等が添付されております。

それでは、1 ページにお戻りください。こちらが請願の文書表になります。右端が教育長の意見となっております。多度大社上げ馬神事は、地域の祭礼として自主的に運営されているものであり、県教育委員会は行事を廃止させる立場にありません。教育委員会は、文化財の保存・継承に係る調査はいたしますが、動物虐待や賭博に関する捜査権限はありませんので、動物虐待・賭博について調査を行う立場にありません。以上のことから、本請願については不採択といたしたいと思っております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願3はいかがでしょうか。

富樫委員

これ教育委員会の方から多度大社の方に勧告を出されたと思いますが、そういうことはここには書かないのか。

天野課長

今回の請願に関する回答をさせていただいて、勧告などのことは省略させていただきました。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について（公開）

（福井教職員課長説明）

議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について、別紙のとおり提案する。

令和5年9月21日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、三重県議会議長から意見を求められたので提示する必要がある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめくりください。まず、この条例案に関してですけれども、この件については、前回の9月4日の定例会におきまして、その時は知事から議案を作成するにあたっての意見照会がありまして、その旨に同意するという議決をいただいたところです。今回は知事部局から県議会に議案が提出されたということを受けまして、三重県議会議長から意見照会があったために意見を提示しようとするものです。

まず1ページは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、適当と認める旨の教育長名の意見案となっております。

2ページをご覧ください。こちらは議長から教育長に対する条例案に対する意見についての照会文書となっております。知事から提出されました議案につきまして、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定によりまして、教育委員会の意見を伺うというものです。3 ページ以降に、その条例案を記載しております。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づきまして、三重県教育委員会の職務権限のうち、知事が管理し、及び執行することとなる事務に文化に関する事務を加えるというものです。

資料 6 ページをお願いいたします。この第 23 条のところですが、この第 1 項に掲げる 4 つの事務につきまして、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれかまたは全てを管理し、及び執行することとすることができると規定されておまして、今回の改正によりまして、第 3 号のところの規定する文化に関することを知事部局に移管しようとするものです。

それから、第 2 項で地方公共団体の議会は、前項の条例の制定または改廃の議決をする前に、地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないと定められておまして、今回はこの法で定められた手続きに基づいて、意見照会が行われているというものです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 20 号はいかがでしょうか。

【採択】

— 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 —

・ 報告事項

報告 1 令和 6 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について（公開）

（福井教職員課長説明）

報告 1 令和 6 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について

令和 6 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 21 日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1 枚おめくりください。こちらが今回の試験の実施状況の一覧表となっております。表の一番右側の列をご覧くださいますと、第 2 次試験の受験者数ということで記載しておまして、一番下の合計欄のところをご覧くださいますと、合計で 1,181 人が第 2 次選考試験を受験したという結果になっております。

参考ですけれども、その左側の列を見ていただきますと、第 1 次試験の合格者数ですが 1,274 人、このうち 1,181 人が第 2 次試験を受験したという結果になっております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について（公開）

（萬井生徒指導課長説明）

報告2 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長

（元水子ども安全対策監説明）

1 ページをご覧ください。三重県いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることなどを目的としておりまして、条例により設定しているものです。今回、委員の任期が本年9月30日で満了となりますことから、次期委員の任命について報告させていただきます。

2 ページの方に別紙名簿がありますのでご覧ください。委員を構成します各機関・団体に委員の推薦を依頼しましたところ、別紙のとおり、それぞれの推薦をいただいております。今回は新規委員として、三重県市町教育長会から森亨様をお願いしまして、それ以外の委員の皆様につきましては、再任とさせていただきます。

続いて3ページの法律及び本協議会の設置条例をご覧ください。第14条の方で、本協議会を構成する各機関・団体が示されております。条例第3条で委員は15名以内、第4条第2項で任期は1年となっております。任期につきましては、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間となっております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告3 「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について（公開）

（大屋教育政策課長説明）

報告3 「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について

「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長

1 枚おめくりください。三重県教育ビジョン（仮称）中間案について説明します。現行ビジョンの計画期間が令和 5 年度で終了することや、新たな三重県教育施策大綱の策定に向けた検討が進められていることから、三重県教育改革推進会議におけるこれまでの審議等をふまえ、別添資料のとおり中間案を取りまとめました。

概要です。まず構成についてです。次期ビジョンは、「はじめに」と 3 つの章で構成しています。「はじめに」では、策定の趣旨、位置づけ、対象範囲、計画期間、全体構成を、「第 1 章 総論」では、教育を取り巻く現状、子どもたちに育みたい力、教育施策の基本的な考え方、教育ビジョンを貫く視点を記述しています。

第 2 章は 1 ページから 2 ページに渡る表をご覧ください。基本施策・施策は 6 つの基本施策とその下に 32 の施策を設けています。現行ビジョンからの変更点としては、基本施策 1 - (1) に一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進を設けました。また、ページをめくっていただき 2 ページになりますが、現行ビジョンでは施策の 1 つであったいじめは、基本施策 4 のいじめや暴力のない学びの場づくりとし、その下に 4 つの施策を設けました。

また、基本施策 6 - (3) に ICT を活用した教育の推進を設けました。「第 3 章 教育ビジョンの実現に向けて」は、教育ビジョンの進行管理、多様な担い手との連携・協働を記述しています。

続いて、主な内容についてですが、以下はその概要となっておりますので別添資料とともに説明いたします。別添資料の 1 ページをご覧ください。「はじめに」について、「1 策定の趣旨」、2 つ目の丸の下から 2 行目から、社会の大きな変化を受け止めるとともに、今後の社会を展望し、新たな時代の要請を取り入れた教育施策を明らかにすることが求められるとし、3 つ目の丸の初めから、子どもたち一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、これからの時代における教育施策を総合的かつ計画的に推進することができるよう、最後の行ですが、本県の新しい指針として、三重県教育ビジョンを策定しますとしました。

2 ページ、「2 位置づけ」、1 つ目の丸、本県の総合計画で示された理念をふまえ、教育分野の施策を推進していくための中期計画とします。2 つ目の丸、本県の教育施策の基本的な考え方などを示す三重県教育施策大綱をふまえて策定します。3 つ目の丸、本ビジョンは教育基本法に基づく計画と位置づけます。その下の対象範囲は公立学校教育をはじめ記載のとおりです。計画期間は令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間とします。

1 枚おめくりください。3 ページ、4 ページの全体構成は別紙で説明しましたので省略します。5 ページをおめくりください。「第 1 章 総論」となります。まず、「1 教育を取り巻く現状」の社会情勢の変化を 10 ページまで、そして 11 ページからは、子どもたち・学校を取り巻く状況を 26 ページまで記載しています。現行ビジョンでは、文章だけであったものをグラフなどのデータも付して記載をしています。

では 9 ページをご覧ください。社会情勢の変化においては、現行ビジョンではなかった⑤脱炭素社会への移行、それから 10 ページ、⑦人材に求められる能力等に対する需要の変化、そして、⑧東京圏への人口集中の視点を加えました。11 ページからは、子どもたち・学校を取り巻く現状です。現行ビジョンでは、総論への記載とは別に、三重の子ど

もたちの現状を記載しています。11 ページと 12 ページに、確かな学力の育成と豊かな心の育成を、1 枚おめくりいただいて、健やかな身体の育成、子どもたちの人権、いじめ等への対応、おめくりいただいて、多様な教育的ニーズを有する子どもたちへの対応、2 枚飛んでいただきまして、20 ページ、地域との連携・協働、教職員の状況、おめくりいただいて、学校における I C T の活用状況、新型コロナウイルス感染症の影響下における変化は少し厚みを持たせました。

2 枚めくっていただいて、地域における学びの状況というのを整理しています。さらに 1 枚おめくりください。27 ページをお願いします。こちらから子どもたちに育みたい力を 2 ページに渡ってまとめています。

まず、左側の 27 ページの 1 つ目の丸、現代は将来の予測が困難な時代であるとして、下から 3 行目後半、社会の変化や展望をふまえた本県の教育の目指すべき方向性を明らかにするため、子どもたちに育みたい力を明示しますとし、2 つ目の丸、複雑で困難な社会課題が存在する中で、一人ひとりのウェルビーイングを実現するためには、この社会を持続的に発展させていくことが求められますとして、最後の段落ですが、持続可能な社会の創り手を育成することをめざし、教育における不易と流行を十分に見極めながら、自立する力、共生する力、創造する力を育てていきますとしました。

28 ページには、これら 3 つの力の詳細を記しております。ページをおめくりください。29 ページから 34 ページまでは、5 月 9 日時点の教育施策大綱案をそのまま記載しております。また、教育施策大綱が決まりましたら、そちらと入れ替えさせていただきます。35 ページにお進みください。

こちらは教育ビジョンを貫く視点となっております。冒頭、まず、一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、子どもたちに育みたい力の育成に向けて施策を展開する上で、大切にしたい横断的な視点を明示するとしました。1 つ目の「子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします」では、子どもたちを自らの意思を持つ存在として尊重し、どのように学ぶかやどのように支援するかという視点を大切にしつつ、多様な子どもの状況に応じた学びの実現を図りますとしました。2 つ目の「学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します」では、学習状況やキャリア形成に応じた学習指導や働きかけを行い、連続性のある多様な学びの実現に向けて取り組みますとしました。3 つ目の「家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います」では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、学びの場を学校から広げるなど、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを行うとしました。4 つ目の「教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります」では、教育に関わる全ての者の総力を結集し、学校・教職員が担う業務の適正化などの取組を進め、教職員が志気高く誇りを持って子どもたちに向き合うことができる環境をつくりますとしました。

1 枚おめくりください。37 ページから 44 ページは基本施策・施策の概要となります。この後、詳細が 47 ページから各シートをご覧くださいこととなりますが、全体を把握いただくために、37 ページからの記述を中心に説明をしていきたいと思っております。

では、基本施策の説明をします。基本施策は、みえ元気プランの施策 14 の 1 から 6 と一致させています。めざす姿は共有をした上で、それぞれに施策をぶら下げている形に

なります。「基本施策1 未来の礎となる力の育成」では、目指す姿を子どもたち誰もが、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけていますとした上で、8つの施策を設けています。ページをおめくりください。39ページの「基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成」では、めざす姿を学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら豊かな未来を作っていく力を身につけていますとした上で、4つの施策を設けております。40ページの「基本施策3 特別支援教育の推進」では、めざす姿を特別な支援を必要とする子どもたちが将来の自立と社会参画のために必要な力や障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解し、尊重し合いながら生きていく態度を身につけていますとした上で、2つの施策を設けております。ページをおめくりください。41ページの「基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり」では、めざす姿を子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動し、学校は相談体制を整備するとともに、いじめの迅速な認知、適切な対応を進め、子どもたちが安心を感じていますとした上で、4つの施策を設けています。42ページの「基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進」では、めざす姿を誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれるとともに、非常時にあっても安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っていますとした上で、5つの施策を設けています。ページをおめくりください。43ページの「基本施策6 学びを支える教育環境の整備」では、めざす姿を子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整い、学校の活性化が進み、教職員については、専門性や指導力の向上とともに、学校における働き方改革が進んでいますとした上で、9つの施策を設けております。

ページをおめくりください。45ページは別紙にもありました施策体系です。46ページは施策の見方になります。47ページから164ページまでの施策シートが対象となっております。施策ごとにめざす姿、現状と課題、主な取組内容、KPIを掲げております。なお、KPIは項目と令和5年度の現状値、令和9年度の目標値から構成しております。

では47ページをお開けください。47ページから164ページまでがそれぞれの施策のシートとなっております。以降の説明、詳細については省略をしますが、現行ビジョンからの変更点について取り上げて説明をしたいと思います。

基本施策1-(1)をご覧ください。こちらが今回新しく加えた「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」についてです。めざす姿は、子どもたちが、ありのままの自分が認められているという実感を持つとともに、多様な他者と交わる活動や多様な体験活動を通して、自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイングが向上していますとした上で、主な取組内容の1つ目として、家庭教育支援・幼児教育の充実、2つ目、多様な子どもの状況に応じた学びを支える指導の充実、3つ目として、教職員の指導力の向上とし、KPIをこちら50ページになりますが、普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合と、自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合としております。

では101ページにお進みください。101ページが先ほど説明しました「基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり」というところになります。こちらは施策を、このページにある「いじめや暴力をなくす取組の推進」、そして2つ目が105ページにあります

「いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実」、さらに2枚めくっていただきまして、「いじめに対する迅速・確実な対応の推進」、そして同じく2枚めくっていただいて、「いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実」としました。

最後に141ページをご覧ください。こちらが今回新たに加わりました「ICTを活用した教育の推進」です。めざす姿を子どもたちが急速に進展するデジタル社会で活躍するための情報活用能力を身につけていますとした上で、主な取組内容を、1つ目、ICTを活用した教育の推進、それから2つ目、情報活用能力の育成等とし、めくっていただくと、他にも7つまで主な取組内容を設定した上で、KPIを学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもたちの割合などとしてしました。

最後のページにお進みください。165ページになります。こちらは「第3章 教育ビジョンの実現に向けて」です。教育ビジョンの進行管理では、毎年度、KPIの達成状況と評価を報告・公表し、会議等での意見をふまえ改善を行い、PDCAサイクルに基づく進行管理を行いますとしました。多様な担い手との連携・協働では、子どもたちに必要とされる力を育むためには、学校や行政のみならず、全ての県民が当事者としての自覚を持ち、社会総がかりで教育の推進に取り組んでいくことが大切であるとして、教育ビジョンの共有と教育活動への積極的な参画への期待や、それぞれの主体に期待される役割を記述しました。

学校の役割は、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、必要とされる3つの力を育みます。また、学習機会と学力の保障などの役割を担うとともに、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めますとしました。家庭の役割は、子どもの健やかな育ちの基盤として、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、学校との連携を深め、教育効果を相乗的に高め合いますとしました。地域・企業の役割は、リアルな体験・交流活動や様々な子どもたちへの支援の取組を通じて、多様な学びの機会創出・支援を図るとともに、様々な視点から教育施策に協力・貢献しますとしました。行政の役割は、よりよい教育施策の実施に向けた取組を続けていくとともに、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し必要な助言等を行いますとしました。最後に、県と市町の役割分担では、市町教委及び市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、教育行政を展開します。また、県教委及び県は、全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たしますとしました。

別紙にお戻りください。3ページです。今後の予定ですが、10月5日の常任委員会後、10月上旬から11月上旬にかけてパブリックコメントと児童生徒を対象としたアンケートを実施します。12月上旬に第3回教育改革推進会議を開催し、中間案修正版の審議を行っていただきます。議会にも意見をいただいた上で2月に第4回教育改革推進会議を開催して、最終案についてご審議いただき、教育委員会定例会に議案として提出いたします。めくっていただき、4ページ、5ページにつきましては、ビジョンの体系図及び大綱とビジョン、それから見え元気プランの関係図となります。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

大森委員

もっと早めに気付けばよかったのかもしれませんが、私もここに学識経験者として入っているのでコメントさせてもらおうと、2018年頃に文科省が高等教育についてグランドデザインという一つの政策提案みたいなものを出されて、そこでは学習者本位の教育への質的転換という言葉が使われて、それまでは学生に教員が何を教えたかっていうスタンスの教育から、本格的に、学習者本位の教育への質的転換ということで、学生が何を学び、何を身に付けたかという考え方に変わってきました。今回ちょっと読ませてもらって、「子どもたちに」っていう目的語が非常に多くて、公教育ということを考えればどうしても教員が子どもたちに教育を教えるというスタンスっていうのは分かるんですけど、初等中等教育の施策と高等教育のその学習者本位の教育という質的転換っていうのを考えた時に、何かちょっと違和感を感じたんです。だから、子どもたちが身に付ける能力をここに書かれていると思うんですけど、子どもの目線というかその部分が表現的にいくつか「に」ではなくて「が」の方がいいんじゃないかとか、今頃になって申し訳ないんですけど、私も今日話を聞いてて、最近色々そういう研修を受けたりしてるからかもしれないんですけども、そういう国の高等教育政策の考えとここに書かれているのが何かちょっと違和感があるなっていうのを感じます。「が」と「に」だとイメージがかなり変わってきますので、そこをもうちょっと修正してもらった方がいいかなっていうところがいくつかあります。

それから、細かい話で申し訳ないですけど、別添資料の9ページです。中途採用実績のある企業割合の推移が全国で出てるんですけど、三重もこれ当てはまるのかなと。全国で見るとどうしても人口の多い、それこそ10ページにも書いてある東京圏への集中とかそういうのはありますけど、三重はもうちょっと違うんじゃないかな。業界の割合も違うんじゃないかなという気もしますので、できればここは、おそらく全国のものを作る時に三重のデータも出てますので、三重のデータも載せてもらった方がより分かりやすいのかなという気がします。要するに、三重って確かに医療福祉もそうなんですけど、情報通信ってこんなに高かったかなという。これが例えば、携帯ショップの方の転職とかそういうのをに入れていたかどうかはちょっと覚えていないんですけど、ここは確認してもらえたらなと思います。

大屋課長

学習者本位というのはそのとおりで、確におっしゃるように、27ページの子どもたちに育みたい力となると私達が主語というようなイメージになっている部分はございます。また一方で、施策のシートそれぞれにはめざす姿はあくまでも子どもたちが身に付けていますというふうに書かせていただいたところがありまして、そういう部分が確かに印象的というところがあるかもしれませんので、それは1回見直しをさせていただいて言葉を整理させていただきます。ただ、我々としましては、学習者本位という視点というのは、今回強く持つところが正直ございます。そういった意味でも、特に施策1-(1)で自己肯定感のところをあえて入れさせていただいたところがあって、子どもたちがこ

ういう資質・能力を身につける部分は我々が教育活動でしっかりさせていただくんですけども、その先には、子どもたちが色々な力を身に付けた先の未来があって、そういう社会があってというところに子どもたち自身が到達できるようにという思いを込めながら作っているところはございますので、そういった思いも見ていただいた方が分かるように、ちょっと考えながら1回整理をさせていただきたいと思います。また、資料につきましては、先ほどご指摘のところはちょっと1回整理させていただきますのでよろしくお願い致します。

富樫委員

KPIの設定のところで、現状値と目標値があると思います。現状値は何らかの調査等で分かっていることだと思うんですけども、目標値の設定をどういう根拠なり、例えば、過去5年間でこういうふうになってきたから目標をこういうふうにしたとか、何かそういうのがあれば教えていただきたい。もしくは書いた方が。例えば、50ページの普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合が小学生で90.1%から91%というような。104ページのいじめのところだと、いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合は88.2%から100%という。理想は100%なんですけれども、その辺りのこういう理由でKPIの目標値を設定したというのがあれば。

大屋課長

まず目標値については、各課に色々検討いただいているところなんですけれども、ものによっては、例えば、今おっしゃったように過去5年の平均であるとか、或いは全国値がある場合は全国の平均値より低ければ平均値を目標にしましょうとか、平均値を超えていれば全国の最高値に向けてこれぐらいにしましょうということ色々分かれているところがございます。一方、100%というのがいくつか入っているんですけども、これはどちらかというメッセージ性もふまえながら、やはりいじめについては、絶対なくすんだという思いも込めて設定してるところもありまして、そういう部分は確かに見た時に、全体を眺めると違和感を感じるころがあるかもございません。先日、教育改革推進会議でも、ちょっとそこは色々な視点からもう1回見直すようにという話も出ておりました。特にこの小数点以下なんかは、ちょっと細かすぎるんじゃないかということもありませんので、もう一度その部分はしっかりと見直しをさせてもらいながら、県民の皆さんが見た時に違和感がないようにはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告4 「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について（公開）

（船見人権教育課長説明）

報告4 「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について

「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長

それでは1枚おめくりください。「1 経緯」についてですが、人権教育基本方針は、平成11年に策定後、定期的に改定を行っていきまして、第3次となる今回の改定は、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」などをふまえて、人権教育の一層の充実を図るために実施します。

「3 基本的な考え方」についてですが、本年度中に改定される三重県人権施策基本方針の内容を注視しながら策定いたします。また、教職員意識調査の結果などもふまえて、取組を発展させていけるように修正いたします。

「4 改定の方向性」については、人権を巡る国内外の情勢の変化や法整備の状況の進展などをふまえて、人権教育の重要性の高まりを示していきます。裏面に移ります。

「5 中間案の主な内容」につきましては、2つ目にありますように、現行の方針では目標に位置付けてある自己実現に関わる内容を人権教育の目的に追記しました。また、3つ目にありますように、人権施策基本方針案をふまえて、ひきこもりを教育として取り組む人権問題に新たに位置付けます。

「6 進捗状況および今後のスケジュール」については、(1)にありますように、原案に対する意見照会を市町等教育委員会、県立・小中学校長会、三重県教職員組合に行いました。

この後、(2)やその下の7にありますように、いただいた意見をふまえて作成した中間案に対するパブリックコメントを10月6日から11月5日まで実施する予定です。

そして、いただいた意見をふまえて検討し、(4)にありますように、3月にホームページ上で公開する予定です。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告4はいかがでしょうか。

富樫委員

平成29年の第2次から改定ということで、ダイバーシティ関連とか、例えば、LGBTQの理解増進法案とかが6月に通ったと思うんですけども、そういうような観点はこれに入ってきてるんですか。

船見課長

元々、性的マイノリティや性的指向、性自認に関する問題につきましては、それらをふまえて人権教育基本方針というのを作っております。その辺りも踏襲しながらということもありますが、新たに名称を出して基本方針に明記するという事はないんですが、そのこともふまえながら作成する予定です。

富樫委員

近年、かなりそういうのが意識されるようになってきたので、どういうふうに表記さ

れるのかなというのがちょっと気になりました。

教育長

このA3の2枚目のところに、性的指向・性自認ということが人権問題としてありますって書き込みはされてるということですよ。

船見課長

はい。

教育長

ここにこういう形では書いているということになります。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告5 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」中間案について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告5 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」中間案について

「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」中間案について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

まずは1ページをご覧ください。部活動は、別紙のとおり教育的意義を有する活動ですが、少子化の進行による生徒数の減少や指導者不足のため、今までと同様の活動を維持することは困難となっています。そのため、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から、学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示され、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、まずは中学校の休日における部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとされました。

スポーツ庁・文化庁の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの概要は、別紙2のとおりです。本県では、国の方針を受け、令和2年度より部活動のあり方検討委員会を設置し、本県の取組課題や方向性を協議してまいりました。加えて、令和4年1月からは、市町担当者を対象とした会議を定期的に行い、各市町における取組状況や課題について協議を重ねてきました。

また、令和3年度から令和4年度は、国の委託事業を活用し、モデル校における実践研究を実施するとともに、本年度は国の事業を受託し、部活動の地域連携・地域移行の取組を推進するための実証事業を実施しているところです。

続きまして、2ページをご覧ください。本県では、スポーツ庁・文化庁より、学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示されたことを受け、三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針中間案を作成しました。

三重県部活動ガイドラインについては、現行の三重県部活動ガイドラインをベースに部活動の地域連携など、新たに国のガイドラインで示された内容や熱中症対策の徹底など、県として必要と考えることを追記しています。新たな地域クラブ活動方針については、国のガイドラインもふまえて新たに策定し、各市町や地域の実情に応じた取組が柔軟に進められるような内容としています。

続きまして3ページをご覧ください。3ページは、三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針中間案の概要です。三重県部活動ガイドラインは、公立中学校、県立高等学校の生徒を対象としており、学校教育の一環としての部活動について「1 学校教育の一環としての部活動」、「2 適切な部活動運営の在り方」で構成しており、部活動の適切な運営の在り方等について記載しています。

今回の主な変更点としては、(7)安全管理と事故発生時の対応に熱中症対策として、暑さ指数に基づく運動の実施可否を追記しています。新たな地域クラブ活動方針は、公立中学校の生徒を対象としており、新たな地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進、学校との連携などについて記載するとともに、学校部活動の地域連携や地域移行に向けた環境整備や大会等の在り方の見直し、地域連携・地域移行の想定パターンなどを記載しています。今後、県内で先行している地域クラブ活動の取組事例などを記載していきます。

続きまして4ページをご覧ください。4ページは、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から示された学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの概要です。学校部活動に係るガイドラインについては、スポーツ庁既出のものと大きな変更はございませんが、Ⅱ章以降に新たな地域クラブ活動に関する記載があり、既存の部活動における課題を解決するため、地域の実情に応じて新たな地域クラブ活動へ、中学校の休日における部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていくことが示されています。

最後に、今後の取組についてご説明いたします。今後、10月5日開催予定の県議会予算決算常任委員会教育警察分科会の所管事項説明にて中間案の説明を行うとともに、パブリックコメントを行い、広く県民の皆様には本方針の周知及び意見を募ります。パブリックコメントでいただいた意見をもとに、三重県部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針の最終案を策定し、12月県議会予算決算常任委員会教育警察分科会の所管事項で報告した後、各市町において推進計画等方針を策定する参考としていただくため、本年度中に市町教育委員会へ周知するとともに県立学校に送付いたします。

今後も県教育委員会として、各市町の取組を指導・助言するとともに、本ガイドライン及び方針について、改革推進期間における取組の進捗状況及び国の動向をふまえ、必要に応じて見直しを行ってまいります。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告5はいかがでしょうか。

富樫委員

部活動ガイドラインの適切な部活動の運営の在り方の辺りなんですけれども、国のガイドラインで、例えば、栄養面に関して、特に運動系の部活ってというのは、栄養があって体がしっかりと作れたりすると思うんですけど、近年、高校でも部活動単位でプロテインを購入して飲んでいるとか、高校野球を見ててもおにぎりを家から持ってきて練習の合間に食べてたりとかそういうのをよく聞くんですけども、そういった栄養摂取に絡んで、ドーピングや近年の大学生の大麻の問題とかそういうのも、ポパイがほうれん草を求めるように、そういうサプリメントを取れば競技力向上できるんじゃないかというような考え方を持つような子どもたちもいる可能性があるんで、そういったことの指導ってというのは、今回のガイドラインの方には。国がガイドラインに書いてないとなかなか書きにくいというのもあるかもしれないんですけども。保健の授業等でそういう薬物関連のことは全体で学んでるとは思うんですけども、特に運動系の部活動なんかそういうのが起こりやすいかなとは思いますが。その辺り、国の動向はいかがですかね。

堀越課長

今のところ国の動向はございませんので、今後、国の動向を確認しながら、このガイドラインも状況を見て改定をしてみたいと思いますので、必要に応じて記載していきたいと考えております。

大森委員

国もそうなんですけど、三重県のガイドラインというところで、ガイドラインですので読み手はこれに則ればええんやろということになると思うんですけど、今年の夏なんかすごく暑くて熱中症が部活の中で発生するというところで、結構止めたりしてたっていうところで、ガイドラインを見せてもらった時に、この中間案の11ページの指導者の質保証のところなんですけれども、外部の指導者の方とは言え、地域スポーツの指導者の方は、この制度で地域のスポーツクラブとなったとしても、指導者に報酬は発生するんですよね。

堀越課長

必ず発生するというわけではございません。

大森委員

無給の場合もありますけど、委嘱関係はあるわけですよね。

堀越課長

契約を交わした場合は報酬が発生します。

大森委員

そうすると、これは私たちの大学でもあるんですけども、無給と言えども委嘱関係が発生した時に事故が発生すると、三重県に過失があった場合、責任を問われる。その時

にガイドラインがあればOKだという話になるんですけども、それで例えば熱中症で死亡になったというふうになってからでは遅いので、11 ページ以降の質保証のところの表現はちょっと弱いかなと思うんです。これ非常に難しいです。講習や研修とかだと面倒だからやらないと言う外部の指導者も出ると思うんですけど、なっただからには、ここの11 ページのイのところだと「スポーツ団体等は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格の取得の促進などをめざすよう取り組むものとします」と書いてあるんですけど、例えば、着任時には研修を必ず受けてもらうとかそれぐらいの強い表現でもいいのかなと。次の12 ページの②のウのところは、指導手引を活用して指導を行うという、読んでおいてっていう話ですよ。ではなくて、ちゃんと研修を受けて指導を行うようにするくらい強めにして、ちょっと出費もかかるかもしれませんが、取り組むとかではなくて、研修を受けてある程度のサテュレーションとか資格っていうんですかね、そういうものを受けて情報を持ってないと指導しないぐらいの強めに行った方がいいんじゃないかな。なぜかと言うと、本当になってからじゃ遅いんですよ。地域の指導者の方が、自分の感覚だけで指導してて熱中症になって子どもが亡くなってしまってからでは遅いので。ある程度の知識を持ってないといけないってことで、結構、大学の外部指導者の方も最近嫌がられるんですけど、本学でも外部指導者の方であってもハラスメント研修とかそういった色々な研修を受けてもらうようにしてて、なぜかと言うと、無給でやるとしても委嘱関係が発生するということは、何かあった時に大学が、或いは県教委が、或いは県が責任を問われることになるので、そのためには、この研修等をちゃんと受けてもらった人がやってもらうというふうに。国は弱いかもしれませんがそれぐらいの強めの表現をしておかないと、よくある懲戒処分でも体罰が行き過ぎてしまうということが結局、懲戒処分の対象になってしまうこともあるので、ここは強めに研修という言葉なり事前の指導など、そういう表現にして、取り組むでは弱いと思いますので、ちょっとそこを検討してもらえたら。

出口係長

先ほどの委員の意見もそうなんですけれども、今回、中間案ということですので、最終案に向けて、いただいたご意見を参考にさせてもらって、まずそもそも論として、地域クラブ活動については教育活動外の活動になりますので、スポーツの担当課とかの調整というのが必要になると思います。例えばなんですけれども、競技団体の特に運動の競技団体なんかは公認の指導者資格というのがなければベンチ入りができないというふうになっておりますので、そちらの研修を受けておれば、もう公認の指導者であるということになります。難しいのは、先ほどから言われている地域クラブ活動の中で資格等がない内容の場合になると思うんですけども、そちらの方については、どちらかという熱中症とかの対象にはならない文化部活動であったりすると思いますので、それも含めて、文化やスポーツの担当課と調整の上、最終案に盛り込んでいける部分で検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

大森委員

ハラスメントの方は文化部も同じことがありますので、よろしくお願いします。

富樫委員

今のに関連して、地域の運動指導者の方は、この運動部活動ガイドラインを基に委嘱関係はあるかもしれないんですけども、教育活動外だという話だったので、この部活動ガイドラインを遵守しなければいけないということではないということなんですかね。その辺り、こちらに別途スポーツ団体ガバナンスコードというのを遵守してという地域クラブ関連ですかね、そういうのもあるみたいですけども、何かあった場合の防波堤と言いますか、そういうのがどういうふうになっているのかが心配だなと。性犯罪関連の日本版DBSみたいなのがありますけど、そういったものもここに当てはまってくるのかとかその辺りも検討されてますかね。

教育長

移行後にこの部活動ガイドラインをどうするんだという意味ですね。どうですか。

山添次長

地域連携・地域移行とありまして、完全にその地域のクラブの方に移行された場合については、県や市町教育委員会と指導者は雇用関係にあるわけではありませんので、何か処罰というのはなかなか難しい部分もあるんですけども、その部分については、当然このガイドラインを守っていただくのと、我々も通常のスポーツ指導に際して、子どもを指導することになりますので、研修の部分でそこは強めに指導していただいて、こういう研修を受けていただいた方に指導していただきという形の体制づくりを進めていく必要があるかなと考えております。

教育長

今のところ完全移行ではなくて休日だけですので、少し時間をかけてその辺は整備していくのかなという気がします。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告6 令和5年度全国高等学校総合体育大会等の結果について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告6 令和5年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

令和5年度全国高等学校総合体育大会等の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1 ページをご覧ください。令和5年度全国高等学校総合体育大会は、7月21日金曜日から8月21日月曜日にかけて北海道、山形県、栃木県、和歌山県で開催され、本県からは534名の選手と156名の役員・監督の合計690名が参加しました。

それでは、主な競技結果について報告させていただきます。団体種目について、松阪商業高校女子陸上競技部が学校対抗の部において、総合部門及びフィールド競技部門にお

いて優勝、四日市工業高校男子テニス部と三重高校女子ソフトテニス部が団体戦において優勝するなど、昨年度の10種目を4種目上回る14種目で入賞を果たしました。

続きまして、2ページと3ページをご覧ください。ここには個人種目の結果を掲載しております。個人種目については、陸上競技の女子やり投げで、松阪商業高校の曾野選手とテニス競技の男子ダブルスで、四日市工業高校の本山・水野選手が優勝を果たすなど、50種目で入賞を果たしました。

令和5年度全国高等学校総合体育大会における団体種目と個人種目の入賞数の総計は、64競技種目であり、三重インターハイの開催年の入賞数や三重とこわか国体の開催年の入賞数、これまで最も入賞数が多かった昨年度の入賞数よりも多く、平成19年度の調査以降では、過去最高の入賞数となりました。

続きまして、令和5年度全国高等学校定時制通信制体育大会の主な競技結果について報告いたしますので、同じく3ページをご覧ください。令和5年度全国高等学校定時制通信制体育大会は、7月28日金曜日から8月21日月曜日まで、東京都を中心として開催されました。団体種目については、女子ソフトテニス競技に出場した徳風高校と大橋学園高校の合同チームが、女子バレーボール競技に出場した徳風高校と英心高校の合同チームが、男子バスケットボール競技に出場したみえ夢学園高校が5位入賞を果たしました。個人種目については、男子柔道競技に出場した世古選手が5位入賞を果たしました。

最後になりましたが、令和5年度全国高等学校総合体育大会の優勝者の方々に、10月下旬に知事に対して結果を報告していただくことになっております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告6はいかがでしょうか。

富樫委員

前も聞いたかもしれないんですけども、高校の方ではまだそういう地域スポーツクラブとしての出場は認められていないと。今後認められるっていう可能性は。

堀越課長

まだ議論も出てないところでございます。まずは中学校の出場が今年度から可能になったということでございます。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告7 令和5年度三重県中学校総合体育大会の結果について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告7 令和5年度三重県中学校総合体育大会の結果について

令和5年度三重県中学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

お手元の資料1ページをご覧ください。令和5年度三重県中学校総合体育大会は、一部の種目を除き、7月25日火曜日から8月2日水曜日にかけて、県内各地において開催されました。資料の2ページに、団体競技の上位入賞校一覧を、3ページから4ページにかけて、個人種目の上位入賞者一覧を掲載しています。

この大会結果等により、上位入賞の団体・個人がこの後報告いたします東海大会に、柔道、剣道、相撲、水泳の4競技については、県大会の結果で全国大会へ出場しました。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告7はいかがでしょうか。

富樫委員

この（地域）って書いてあるところが地域スポーツクラブでの参加だと思うんですけども、これ今回三重県だけなんですけれども、全国の結果は次ですかね。

堀越課長

次の報告9で、全国大会の結果を報告させていただきます。

富樫委員

聞きたかったのは、全国的にそういう地域のスポーツクラブが出てきていて、上位をどれぐらい占めてるのかっていうような。学校単位ではなかなか勝てないっていう。地域でもそういうのが徐々に上がってきている傾向にあるのかっていうのをお聞きしたかった。

堀越課長

全国の状況については現在調査中ということですので、本県の状況は後程回答いたしますが、全国の状況は調査が分かり次第ご報告させていただきたいと思っております。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告8 第45回東海中学校総合体育大会の結果について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告8 第45回東海中学校総合体育大会の結果について

第45回東海中学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

お手元の資料1ページをご覧ください。第45回東海中学校総合体育大会は8月5日土

曜日から8月10日木曜日にかけて、水泳競技を除き、東海各県において開催され、本県からは16競技に約1,200人の選手が大会に参加しました。

結果につきましては、上位入賞一覧の団体の部を1ページに、個人の部を2ページに掲載しています。団体の部では、女子ソフトボール競技で明和中学校が、バスケットボール種目で四日市メリノール学院中学校が男女ともに優勝しました。団体の部での3位以内の上位入賞校は、10競技20校という結果となりました。個人の部では、陸上競技や柔道での入賞者数が多く、3競技14種目で優勝するなど、延べ50名が3位以内の上位入賞を果たしました。

東海大会はこれまで東海4県で持ち回り開催でしたが、令和3年度から東海各県で4競技を開催することになりました。今大会では、陸上競技、水泳、サッカー、ハンドボール、柔道が三重県で開催されました。東海大会の結果により、全国大会の出場権を確保する団体・個人が多くありました。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告8はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告9 令和5年度全国中学校体育大会の結果について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告9 令和5年度全国中学校体育大会の結果について

令和5年度全国中学校体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

お手元の資料1ページをご覧ください。令和5年度全国中学校体育大会は、8月17日木曜日から8月26日土曜日にかけて、四国ブロックの各県において開催され、三重県から約220名の選手が大会に参加しました。

結果につきましては、三重県勢はご覧のように、団体の部で東海大会同様、男子バスケットボール種目で四日市メリノール学院中学校が優勝しました。その他3種目で2校1チームが8位以内の入賞を果たしています。個人の部では、陸上競技において、志摩市立東海中学校の小川莉緒さんが女子砲丸投げで見事優勝を果たしました。その他4競技で延べ15名の選手が8位以内の入賞を果たしています。

各競技におきましては、全国大会という大舞台でそれぞれの持てる力を十分に発揮し、素晴らしい成果を収めていただきました。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告9はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告10 指定管理者が行う公の施設の管理状況について（非公開）

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案 どおり可決する。

・閉会宣言